

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0762)

県最賃専門部会 第2回

令和3年7月29日 非公開

開催日時	令和3年7月29日	15時00分～15時20分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 中央最低賃金審議会の目安答申の報告について 2 最低賃金に関する基礎調査結果について 3 群馬県最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、お疲れのところ、申し訳ございません。</p> <p>ただいまから、第2回群馬県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、 部会長にお願いいたします。</p>

	<p>よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。では、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、中央最低賃金審議会の目安答申の報告について、事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。先ほどの審議会でもご説明いたしましたが、地域別最低賃金額改定の目安答申の内容といたしましては、公益委員見解が示され、AからDのすべてのランクにおいて、引上げ額「28円」ということでした。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。次に、最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。本年度群馬労働局で実施いたしました、最低賃金基礎調査結果につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>最低賃金基礎調査結果につきましては、資料1をご覧ください。こちらの資料の右下の方に、目次に沿った資料番号が振られていますので、資料説明にあたっては、この番号でご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、資料1です。</p> <p>令和3年度最低賃金に関する基礎調査といたしましては、調査依頼事業所数が、2,029件に対し、有効な回答があった件数が、1,014件で、回収率が50.0%でした。</p> <p>調査対象地域は群馬県全域です。</p> <p>調査対象業種及び事業所規模につきましては、製造業、新聞業、出版業は1人から99人以下の事業所、卸売・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食店、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）は1人から29人以下の事業所を調査いたしました。従いまして、比較的低い賃金の労働者が多い産業、及び規模の事業所が調査の対象となっており、低賃金労働者の実態を明確に把握できるようにしたものととなります。</p> <p>集計は、平成28年経済センサス活動調査の結果に基づく、平成30年次の事業所母集団データベースの産業分類ごとの労働者数により復元いたしました。</p> <p>なお、月給者及び日給者につきましては、時間額に換算して集計</p>

をしております。

調査結果の説明の前に、賃金統計用語について、説明させていただきますので、資料9をご覧ください。

まずは、未満率を説明いたします。未満率とは、現行の最低賃金を下回っている労働者の割合です。現行の群馬県最低賃金が、時間給837円ですので、時間額が836円までが、最低賃金未満者となります。

続きまして、影響率です。影響率は、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者数の割合となります。

続きまして、資料8をご覧ください。

第1・四分位数とは、数値の集まりがある時、数値を低いものから高いものへ順番に並べて、低い方から見て全体の4分の1にあたる数値をいいます。中位数についても、ただ今説明した位数同様に、全体の2分の1、中央にあたる数値をいいます。第3・四分位数も同様に、低い方から見て全体の4分の3にあたる数値をいいます。

それでは、最低賃金に関する基礎調査結果の説明に移りますので、資料2を開いてください。

この表は、1時間当たりの所定内賃金に対しての累計労働者数と、累積度数分布を表したものです。この表、上部記載の合計労働者数は、群馬県のすべての労働者数ではなく、冒頭で説明させていただきました、調査対象業種及び事業所規模の母集団の労働者数合計となります。賃金額の刻み方法につきましては、先ほどご覧いただいた資料9に記載がございますとおり、826円以下、827円から887円までは1円刻み、888円から889円までは2円刻み、890円から999円までは10円刻み、1,000円から1,499円までは100円刻み、1,500円以上の賃金階級で集計しております。表の見方としましては、地域最低賃金836円以下の労働者は、6,005人おりまして、未満率は2.0%ということになりました。

資料3をご覧ください。

資料3につきましては、労働者を累積ではなく、1時間あたりの所定内賃金額ごとの分布で表したものとなります。一般労働者とパート労働者に分けて表示しております。

続きまして、資料4です。

この表は、全労働者及びパート労働者別・産業別に、1時間当たりの賃金額の平均賃金額を、分位数・中位数ごとに表したものです。例えば、1番上の表の、全労働者の総計をご覧いただきますと、平均賃金額は1,448円となっております。平均賃金額は、労働

者全員の賃金額を総計いたしまして、その労働者数で除したものと
なっております。表右側の、中位数の全労働者の総計をご覧いた
だくと、1,177円になっております。このように、平均賃金と中位
数では金額が異なっていることがわかります。

次に資料5です。

この表は、群馬県最低賃金額と1時間当たりの賃金額の特性値の
推移になります。右上のグラフは、今年度含む5年分の未満率と影
響率の推移を表しております。影響率は平成29年から令和元年に
かけては上昇し、令和元年から令和2年にかけては減少しており
ます。

次に資料6です。この表は、産業別に平成29年から令和3年ま
での1時間当たりの賃金額の特性値の推移を表したものとなりま
す。

続きまして、資料7です。この表は、最低賃金引上げ額・引上げ
率と影響率の関係表となります。

引き上げ額が0円から34円までについて表しております。

引き上げ額0円を見ますと、影響率は未満率と同様の2.0%とな
ります。1円ずつ引き上げる額が上がるごとに影響率が高くなっ
ていることがわかるかと思えます。

最後に、資料10から資料13についてです。

最低賃金に関する基礎調査の表を、厚生労働省のホームページ等
で公開することになっておりまして、今年度も公開させていただ
く表を資料に入れさせていただいております。

資料10は、産業・就業形態別の賃金階級別、規模別、地域別、
年齢別の労働者数を示した表、資料11は、産業・就業形態別の賃
金額階級別、性別年齢別の労働者数を示した表、資料12は、地域・
産業・就業形態・規模・職種別の賃金額階級別、勤続年数別の労働
者数を示した表となっております。

資料13は第4表として、諸手当の種類別労働者1人平均支給額
の表となっております。

これらの資料につきましては、12月頃に、政府統計が確認できる
ポータルサイトのe-statに掲載される予定です。

以上、簡単ではございますが、令和3年度最低賃金に関する基礎
調査結果の説明をさせていただきました。

この調査結果が、委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますの
でよろしくお願いいたします。

部会長

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いい

使用者委員	<p>それでは、使用者側委員の先生、ご発言ございましたらお願いいたします。</p> <p>はい。私、 から。</p> <p>先ほどの審議会でもお話ししましたが、今年度の目安「28円」につきましては、この審議会におきまして過去最高額ということで、非常に戸惑っているというのが、本音のところでございます。ただ、企業発展のために従業員の支持、モチベーションは必要と感じておりますので、会社の経営状況等を説明させていただきながら、また、労側の委員のご意見も参考にしながら、論議をさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>労使委員の先生方で、他にございませんでしょうか。</p>
【特になし】	
部会長	<p>今後、労使それぞれ検討する時間も必要と思います。</p> <p>次回の専門部会で結論が得られますよう、審議していただくこととしまして、本日の群馬県最低賃金額の審議につきましては、以上ということでよろしいでしょうか。</p>
【異議なし】	
部会長	<p>では、最後に、その他について、事務局で何かございましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。特にございません。</p>
部会長	<p>本日の審議項目は以上ですが、他にご意見等ございますでしょうか。</p>
【特になし】	
部会長	<p>はい。ご意見等ないようです。</p> <p>それでは、最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項はなしということでよろしいでしょうか。</p>

部会長	<p>か。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>非公開事項はなしと確認いたしました。 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 これで、第2回群馬県最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議誠にお疲れ様でした。</p>
-----	--